

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

1. サプライチェーン全体での付加価値向上に向けた連携

当社は、取引先企業と単なる受発注関係にとどまらず、企画・設計・改善段階からの協働を進めることで、サプライチェーン全体の付加価値向上を目指します。

具体的には、製品・サービスの品質向上、業務効率化、コスト構造の最適化に関する意見交換や共同検討を定期的に実施します。

2. 取引先との情報共有・協議の場の整備

取引先との信頼関係を強化するため、以下の取り組みを行います。

- ・ 価格改定や仕様変更等に関する事前協議の実施
- ・ 市場環境や原材料価格の動向等についての情報共有
- ・ 課題や要望を相互に共有できる定期的な協議の場の設定

これにより、一方的な条件変更を避け、相互理解に基づいた取引を行います。

3. 適正な取引価格の設定と価格転嫁への対応

原材料費、人件費、エネルギーコスト等の上昇があった場合には、

取引先からの申し出を尊重し、協議の上で適切な価格転嫁を検討します。

- ・ コスト上昇分の根拠を共有し、合理的に判断
- ・ 一方的な価格据え置き要請を行わない
- ・ 取引先の経営環境に配慮した対応を実施

当社は、取引先との共存共栄を基本とし、対話と協議を重視した公正な取引関係を構築するとともに、サプライチェーン全体の持続的な発展に取り組みます。

b. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

当社は、取引先や関係企業との連携を通じて、健康経営に関する知見や取り組みを共有し、無理なく継続できる健康増進施策の実践に取り組みます。

具体的には、以下の取り組みを行います。

- ・ 健康診断の受診促進や生活習慣改善に関する情報・ノウハウの共有
- ・ 働き方の工夫や業務効率化による心身の負担軽減に関する取り組み事例の共有
- ・ 取引先や関係企業と連携した、健康意識向上を目的とした啓発活動の実施
- ・ 少人数事業者でも実施可能な健康増進施策（休養確保、コミュニケーション促進等）の共同検討・実施

今後も、関係企業との対話を重視し、相互に学び合いながら、持続可能な健康経営の推進に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

令和7年12月23日

株式会社アドセンターフジ

企 業 名

代表取締役社長 安東 稔

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・ 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。